

ストップ！ 研究費の不正使用

正しく使おう！ 正しく知ろう！

広島大学は「**本学が管理する全ての経費**」を対象に不正使用防止対策を行っています。

研究費は「**自分のお金**」ではなく「**国民等から負託されたお金**」です。
いくら教育や研究のためでも、**事実と異なる申告、請求は許されません。**

研究費の不正使用とは

研究費の不正使用とは、本来の用途以外に研究費を使用し、虚偽の請求に基づき研究費を支出し、又は法令等に違反して研究費を支出することをいいます。

広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則第2条第3項

代表的な不正使用事例

預け金

架空の取引により、大学に代金を支払わせ、それを取引業者に管理させること

取引業者に架空取引を指示し、物品が納品されていないにもかかわらず納入したことにし、大学に代金を支払わせ、その支払金を取引業者に管理させる行為です。

カラ出張

実態の無い出張、事実と異なる行程や交通手段を報告し、大学に代金を支払わせること

実際には出張していない、又は出張行程を短縮、交通手段を変更したにもかかわらず、大学に虚偽の旅行報告を行い、大学に旅費を支払わせる行為です。

旅費の重複受給

他機関から旅費が支給される事実を申告せず、本学と他機関から重複して旅費を受給すること

他機関から旅費が支給される事実を申告せず、同一の旅行（行程が重複する場合も含む）を大学と他機関に旅行報告し、双方から旅費を支払わせ、重複して旅費を受給する行為です。

カラ謝金

作業の実態がないにもかかわらず、虚偽の報告を行い、大学に謝金を支払わせること

実際には作業をしていないにもかかわらず、作業を実施したと大学に虚偽の報告を行い、大学に謝金を支払わせる行為です。

還流行為の禁止

学生等に対して実態に基づき適正に支給された経費（旅費や謝金、給与等）であっても、その全部又は一部を研究室等で回収する行為（還流行為）は、名目の如何に関わらず、本人の承諾があつたとしても社会的に不適切な行為とみなされます。このような疑念を生じさせないよう、**本学では還流行為を禁止**しています。



学内規則や資金交付元の使用ルールを知らないと、研究費等の不正使用に巻き込まれる可能性があります。指示されるまま、分からない書類や金銭は渡さないようにしましょう！

もし、指導教員や上司から、このような指示があつたら、迷わず総合相談窓口や所属部局の事務に相談してください。

研究費等の事務処理手続きや使用ルールに関する総合相談窓口

学術・社会連携部企画グループリーダー（法人本部棟2階）

TEL 082-424-5860 内線 5860

メール gakujutu-k-gl@office.hiroshima-u.ac.jp

予算執行や会計処理などの手続きで困ったことや不明な点については以下にご相談ください。

財務コンシェルジュ

担当 財務企画グループ

メール zaimu-concierge@office.hiroshima-u.ac.jp

各部局等の会計事務担当者

連絡先はいろは会計支援ポータルに掲載しています。

研究費等の不正使用に関する通報窓口

通報者は、通報したことで、不利益な取扱いを受けることはありません。万一、不利益が発生した場合は、回復措置を講じます。

<学内窓口>

監査室(法人本部棟6階)

TEL 082-424-6068 内線 6068

メール kansa-situcho@office.hiroshima-u.ac.jp

<学外窓口>

佐藤法律事務所(担当弁護士 佐藤 崇文)

TEL 082-227-1246